

## 御宿町テレワーク移住者支援金交付要綱

令和3年12月28日要綱第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により高まった新しい生活様式に沿った働き方やライフスタイルの変化を踏まえ、若者等の定住促進を図ることを目的に、新たに町内の住宅を購入するなどして御宿町に移住し、県外への勤務をテレワークにより継続する子育て世帯及び若年者に対し、予算の範囲内において御宿町テレワーク移住者支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、御宿町補助金等交付規則(平成6年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 御宿町移住支援事業支援金 御宿町移住支援事業支援金交付要綱(令和元年要綱第8号)に基づく支援金をいう。
- (2) テレワーク 情報通信技術を活用し、千葉県外を勤務場所とする企業等の仕事を主に、御宿町内で行うことをいう。
- (3) 地方創生テレワーク交付金 地方創生テレワーク交付金交付要綱(令和3年府地創第34号)に基づく交付金をいう。
- (4) 住宅購入者 御宿町へ移住し、暮らすために、御宿町内に住宅(集合住宅を含む。)を購入した者をいう。
- (5) 住宅購入者以外の者 前号における住宅購入者以外の者で、御宿町へ移住し、暮らすために、戸建てや集合住宅を借りた者等をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 御宿町移住支援事業支援金の交付対象者以外の者で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本町に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、千葉県外の市区町村の住民基本台帳に記載されていた者(国外から転入した者は、国外に転出する直前の10年間のうち、通算5年以上、千葉県外の市区町村の住民基本台帳に記載されていた者)
- (2) 本町に転入する直前に、連続して1年以上、千葉県外の市区町村の住民基本台帳に記載されていた者(国外から転入した者は、国外に転出する直前に、連続して1年以上、千葉県外の市区町村の住民基本台帳に記載されていた者)
- (3) 本町の住民基本台帳に記載された日において40歳未満の者(配偶者を持つ場合は、

いずれか一方の者が 40 歳未満である世帯) 又は 15 歳以下の子を持つ者

- (4) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意志により御宿町に移住し、千葉県外の企業等を勤務場所としながら町内でテレワークをする者
- (5) 地方創生テレワーク交付金を活用した取り組みの中で、所属先企業等から資金提供されていない者
- (6) 直近 3 年間に於いて世帯の全員に税の滞納がない者
- (7) 令和 3 年 10 月 1 日以降に御宿町に転入し、支援金の申請時に於いて、転入後 3 か月以上 1 年以内である者
- (8) 町内に住民登録をしてから、5 年以上居住することを誓約できる者
- (9) 世帯の全員が過去にこの要綱に基づく支援金の受給者でない者

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、交付対象者としなない。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。) 又は暴力団密接関係者(御宿町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 12 号)第 9 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者をいう。)
- (2) 暴力団又は暴力団員、暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) その他町長が交付対象者として適当でないとする者  
(支援金の額)

第 4 条 支援金は、次の各号に掲げる区分に応じた金額を支給する。

- (1) 2 人以上の世帯で住宅購入者 1 世帯につき 100 万円
- (2) 単身世帯で住宅購入者 1 世帯につき 60 万円
- (3) 2 人以上の世帯で住宅購入者以外の者 1 世帯につき 25 万円
- (4) 単身世帯で住宅購入者以外の者 1 世帯につき 15 万円  
(交付申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、御宿町テレワーク移住者支援金交付申請書(別記第 1 号様式)に於いて関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 身分証明書の写し(原則、写真付きとする。)
- (2) 世帯全員の戸籍の附票及び住民票の写し(第 3 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号を証明する書類)
- (3) 建物等の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (4) 登記事項証明書(住宅を取得した場合のみ。)
- (5) テレワークをしていることが確認できる就業証明書(別記第 2 号様式)
- (6) 世帯全員の市区町村税納税証明書(直近 3 年分)

(7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容等を審査のうえ、支援金の交付の可否を決定し、御宿町テレワーク移住者支援金（交付・不交付）決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、都合により申請を取り下げる場合は、御宿町テレワーク移住者支援金交付申請取下届（別記第4号様式）により申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付決定はなかったものとみなす。

(支援金の請求及び交付)

第8条 交付決定者が支援金の交付請求をするときは、御宿町テレワーク移住者支援金交付請求書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

(状況調査)

第9条 町長は、テレワーク移住者支援金交付事業が適切に施行されたかどうか等を確認するため、必要があると認めたときは、立入調査等を行うことができるものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正行為があったとき。

(2) 交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反したとき。

(3) 支援金の交付を受けた日から5年以内に御宿町から転出したとき。

(4) 支援金の交付を受けた日から5年以内に対象住宅を売却したとき。

(5) 支援金の交付を受けた日から5年以内に当該世帯において町税の滞納が生じたとき。

(6) 第7条第1項の規定において、交付決定者から申請の取下げがあったとき。

(7) その他町長が支援金の交付を不相当と認めるとき。

(支援金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、すでに支援金が交付されているときは、御宿町テレワーク移住者支援金返還請求書（別記第6号様式）により、期限を定めて支援金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた支援金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別 記

第1号様式（第5条関係）

申請年月日 年 月 日

御 宿 町 長 様

御宿町テレワーク移住者支援金交付申請書

御宿町テレワーク移住者支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて交付申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 テレワーク移住者支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）※

支援金の種類	A. 2人以上の世帯で住宅購入者
	B. 単身世帯で住宅購入者
	C. 2人以上の世帯で住宅購入者以外の者
	D. 単身世帯で住宅購入者以外の者

2人以上の世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
-------------------------------------	---

交付申請額	円
-------	---

※ 交付申請額は、支援金の種類のA. に○を付けた場合は1,000,000円、B. に○を付けた場合は、600,000円、C. に○を付けた場合は250,000円、D. に○を付けた場合は、150,000円になります。

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「御宿町テレワーク移住者支援金の交付申請に関する同意事項」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
別紙2「御宿町テレワーク移住者支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

#### 4 転出元の住所

住所	〒
----	---

※千葉県外であることが必須

#### 5 勤務先部署の所在地

所在地	〒
-----	---

※千葉県外であることが必須

#### 6 添付書類

- (1) 身分証明書の写し（原則、写真付きとする。）
- (2) 世帯全員の戸籍の附表及び住民票の写し（第3条第1項第1号及び同項第2号を証明する書類）
- (3) 建物等の売買契約書又は賃貸契約書の写し
- (4) 登記事項証明書（住宅を取得した場合のみ。）
- (5) テレワークをしていることが確認できる書類（別記第2号様式）
- (6) 世帯全員の市区町村税納税証明書（直近3年分）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(第1号様式別紙1)

御宿町テレワーク移住者支援金の交付申請に関する同意事項

- 1 世帯全員の住民票登録及び戸籍に関し調査すること。
- 2 御宿町テレワーク移住者支援金の交付申請に関する報告及び立入調査について、町長より求められた場合には、それに応じること。
- 3 以下の場合には、御宿町テレワーク移住者支援金交付要綱に基づき、支援金を返還すること。
  - (1) 支援金の交付申請にあたり偽りその他不正行為があった場合
  - (2) 交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反した場合
  - (3) 支援金の交付を受けた日から5年以内に御宿町から転出した場合
  - (4) 支援金の交付を受けた日から5年以内に対象住宅を売却した場合
  - (5) 支援金の交付を受けた日から5年以内に当該世帯において町税の滞納が生じた場合
  - (6) 支援金の交付を受けた後、都合により申請を取り下げた場合
  - (7) その他町長が支援金の交付を不相当と認めた場合

(第1号様式別紙2)

御宿町テレワーク移住者支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 暴力団密接関係者（御宿町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第9条第1項に規定する暴力団密接関係者をいう。）でないこと。
- 3 暴力団又は暴力団員、暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

第2号様式（第5条第2項第5号関係）

年 月 日

御宿町長 様

(所属先企業等) 所在地

事業者名 ⑩

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（御宿町テレワーク移住者支援金の申請用）

下記のとおり所属先企業等からの命令ではないことを証明します。

記

テレワーク 勤務者名	
テレワーク 勤務者住所 (移住前)	
テレワーク 勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

御宿町テレワーク移住者支援金の申請に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、御宿町の求めに応じて、御宿町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

御宿町長

御宿町テレワーク移住者支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった御宿町テレワーク移住者支援金を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1, テレワーク移住者支援金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2, 交付しない

不交付理由： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

（備考）

1 御宿町テレワーク移住者支援金交付要綱に基づき、以下の場合には、移住支援金の返還を請求します。

- ・ 支援金の交付申請にあたり偽りその他不正行為があった場合
- ・ 交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反した場合
- ・ 支援金の交付を受けた日から5年以内に御宿町から転出した場合
- ・ 支援金の交付を受けた日から5年以内に対象住宅を売却した場合
- ・ 支援金の交付を受けた日から5年以内に当該世帯において町税の滞納が生じた場合
- ・ 支援金の交付を受けた後、都合により申請を取り下げた場合
- ・ その他町長が支援金の交付を不相当と認めた場合

2 御宿町テレワーク移住者支援金交付要綱に基づき、支援事業が適切に施行されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

御宿町長 様

交付決定者  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

御宿町テレワーク移住者支援金交付申請取下届

年 月 日付で交付決定のあった御宿町テレワーク移住者支援金について申請  
を取り下げます。

記

1. 交付決定額
2. 交付申請取下げ理由
3. その他

年 月 日

御宿町長 様

御宿町テレワーク移住者支援金交付請求書

交付決定者

住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付で交付決定のあった御宿町テレワーク移住者支援金について、下記の金額を請求します。

記

請求金額									円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(注意)・金額の頭に¥をつけること。

・請求金額の改ざん、又は訂正をしてはならない。

振	金融機関名	支店（支所）名						
	銀行 金庫・組合	支店						
込	預金種別	口座番号						
	1.普通 2.当座 3.貯蓄 4.別段 (該当するものを○印で囲んでください)							
先	口座名義（カタカナで記入してください）							

御宿町テレワーク移住者支援金返還請求書

住 所  
氏 名 様

御宿町長

御宿町テレワーク移住者支援金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり支援金の返還を請求します。

記

支援金の交付年度	年度
支援金の交付決定額	円
支援金の返還額	円
根拠条文	同要綱第11条
返還理由	
返還期限	年 月 日まで
返還方法	